

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則（平成19年広域連合規則第16号）の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(転居費の算定方法等)</p> <p>第18条 条例第17条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とし、<u>旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額とする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額（当該運送に要する額が運送業者に依頼したものと<u>して取得した見積額</u>を超えるときは、当該額）とする方法（この項に規定する<u>現に運送を行った各号の規定により算定した額を合計する場合であつて、第1号の規定により算定した額と合計するときは、この限りではない。</u>）</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(転居費の算定方法等)</p> <p>第18条 条例第17条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする</p> <p>_____。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額（当該運送に要する額が運送業者に依頼したものと<u>して第1号の規定により算定した額</u>を超えるときは、当該額）とする方法</p> <p>2・3 (略)</p>